

合志市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～

令和7年4月

合志市通学路安全推進会議

1 プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に合志市の各小中学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「合志市通学路交通安全プログラム」を策定しております。

本プログラムに基づき、児童生徒が安全に通学できるよう関係機関が連携して通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置します。

1) 構成機関

構成	機関名		主な役割
教育委員会	合志市小中学校校長会		児童生徒への指導・教育、街頭指導、通学路の変更、見守り活動 など
	合志市教育委員会事務局学校教育課	※	
	合志市PTA連絡協議会		
道路管理者	熊本県県北広域本部土木部維持管理課及び工務課		道路維持管理、道路改良、歩道設置、ガードレール設置、路側帯設置、カラー舗装 など
	合志市都市建設部建設課	※	
警察等	熊本北合志警察署交通第一課		交通指導、取締り、横断歩道設置、信号機設置、交通規制、交通安全教室の実施 など
	合志市総務部安全安心課	※	

※印は、関係機関と連絡調整、取りまとめ等を行う。

2) 会議の構成員

会議の構成員は関係機関の代表者、各課長及び実務担当者で構成し、議長は合志市教育委員会事務局学校教育課長が務める。

3) 議長は、必要に応じ、関係者を招集し会議を開催する。

4) 事務局は、合志市教育委員会事務局学校教育課に置く。

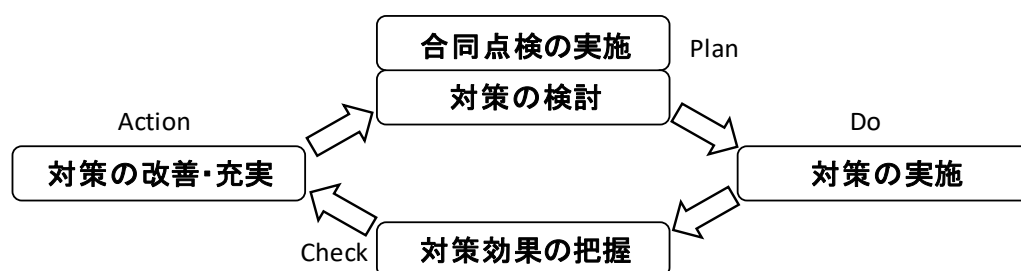
3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、教育委員会、道路管理者、警察の三者が主体となり対策の改善・充実を行います。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のためのPDCAサイクル】



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・小中学校において教職員、児童生徒並びに保護者や地元住民等による通学路の調査点検を行い、改善が必要な箇所について学校教育課へ報告します。なお、緊急性の高いものについては随時速やかに学校教育課へ報告します。
- ・各学校の報告を受け、効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定します。

○合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、保護者、道路管理者、警察、PTA等が参加する合同点検を行います。

(3) 対策の検討(P l a n)

対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

(4) 対策の実施(D o)

対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう関係者間で連携を図り、対策についての協議を行います。

(5) 対策効果の把握(C h e c k)

対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているか、また、児童生徒等が安全になったと感じているか等を確認するため、対策実施後の効果を検証し、対策効果を把握します。

(6) 対策の改善・充実(A c t i o n)

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

(7) 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために学校ごとに「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。

4 実施主体及び業務内容

実施時期	内 容	実施主体
4 月～5 月	各小中学校は、教職員、児童生徒並びに保護者や地元住民等による通学路の調査点検をおこなう。 点検実施後、改善が必要な箇所について学校教育課へ報告する。	各小中学校 及 び 保 護 者、P T A 等
6 月～7 月	学校から提出された報告を基に学校教育課において、点検箇所を集約する。簡易なもの(補修、修繕など)については、所管部署機関と調整し対応する。	学校教育課
8 月	合同点検前の事前協議 合同点検における重点課題を設定し、実施日程を調整する。	学校教育課 及び関係機 関
9 月	合同点検の実施 市教委、小中学校、P T A、道路管理者、警察、市交通安全担当課、地域住民 等で合同点検を実施する。	学校教育課 及び関係機 関
1 0 月	通学路安全推進会議の開催 過去の対策状況の報告。 合同点検に伴う対策案の検討並びに事業主体を確認し、対策案、実施時期を協議する。	学校教育課 及び関係機 関
1 0 月～	対策の実施 対策可能な箇所については、事業を実施し、予算が必要な場合は、予算要求を行い、翌年度以降に実施する。	各担当機関
2 月	対策の報告 各担当機関は、対策実施の有無(※予定を含む)を学校教育課へ報告する。 既に実施した対策効果の改善・充実を図る。	各担当機関
3 月～4 月	対策効果の確認 学校教育課は、対策効果を調査により確認する。 実施の報告(公表) 学校教育課は、対策の実施状況を報告書として合志市の各小中学校に送付する。併せてインターネット等により公表する。	学校教育課